



山形県公報

平成23年7月12日(火)

号 外 (27)

目 次

条 例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例..... (人 事 課) ... 2
 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例..... (同) ... 同
 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例..... (税 政 課) ... 3
 山形県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例..... (くらし安心課) ... 同
 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例..... (教 育 庁) ... 同

この号で公布された条例のあらまし

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第35号) (人事課)

行政組織の変更に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (県条例第36号) (人事課)

昭和48年5月17日前に退職手当の支給を受けて公庫等に出向し、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き職員となった者が最終退職した場合に、職員及び公庫等職員としての在職期間の全期間を通算して算定された退職手当の額から公庫等に出向するために退職した際に支給を受けた退職手当及びその利息に相当する額を差し引いて支給する取扱い等に関し、当該利息に相当する額の計算に用いる利率を改めることとした。

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例 (県条例第37号) (税政課)

- 1 過疎地域内における事業税の課税免除の適用期間を延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の規定は、平成23年4月1日から適用することとした。

山形県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 (県条例第38号) (くらし安心課)

山形県消費者行政活性化基金の設置期間を平成25年12月31日まで延長することとした。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例 (県条例第39号) (教育庁)

- 1 山形県立酒田商業高等学校等を統合し、山形県立酒田光陵高等学校を新設することとした。
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第35号

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全対策課」を「生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課」に改め、同項第2号中「健康福祉部保健業務課」を「生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課」に改める。

第6条の2第1項中「健康福祉部保健業務課」を「生活環境部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課」に改める。

第7条第1項中「農林水産部工コ農業推進課」を「農林水産部環境農業推進課」に改める。

第12条第1項及び第12条の2第1項中「山形空港事務所」を「山形空港事務所、港湾事務所」に改める。

第13条第1項中「県土整備部」を「県土整備部、港湾事務所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第36号

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年7月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則別表中

平成21年 4月 1日以後	年3.2パーセント	を
---------------	-----------	---

平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで	年3.2パーセント
平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで	年1.8パーセント
平成23年 4月 1日から平成24年 3月31日まで	年1.9パーセント
平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで	年2.0パーセント

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	年2.2パーセント
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	年2.6パーセント
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	年2.9パーセント
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年3.4パーセント
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年3.6パーセント
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年3.9パーセント
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年4.0パーセント
平成32年4月1日以後	年4.1パーセント

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第37号

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例（平成12年7月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成23年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1号の規定は、平成23年4月1日から適用する。

山形県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第38号

山形県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

山形県消費者行政活性化基金条例（平成21年2月県条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第39号

山形県立学校設置条例の一部を改正する条例

山形県立学校設置条例(昭和39年3月県条例第37号)の一部を次のように改正する。

本則第1号の表中	「	山形県立酒田商業高等学校	酒田市	」	を
		山形県立酒田工業高等学校	酒田市		
		山形県立酒田北高等学校	酒田市		

「	山形県立酒田光陵高等学校	酒田市	」	に改める。
---	--------------	-----	---	-------

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。